

2025年3月28日
評価認定委員会事務局

貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査項目の見直しについて
～2026年度申請から実施～

平素は当協会の業務に格別のご協力とご理解を賜りまして厚く御礼申し上げます。
貸切バス事業者安全性評価認定制度に関し、2026年度申請より、下記のとおり、
審査項目について見直し、上位事項を新設いたします。

記

(1) 審査項目見直しについて

・ 3. 運行管理等 ⑧乗務記録（日報）

申請年度	2025年度申請まで	2026年度申請から
配点	上位事項（U⑧）1点	法令遵守事項 （配点はありません）
内容	全車両にデジタルタコグラフを導入しているか。	
概要	2025年度からのデジタルタコグラフ装着義務付けに伴い 上位事項から法令遵守事項に変更。	

(2) 上位事項の新設について

・ 5. 労基法等 ③労務時間

申請年度	2026年度申請から
配点	上位事項 1点
内容	一般財団法人日本海事協会（国土交通省指定認証実施団体）が 実施する「働きやすい職場認証制度」の認定を受けているか。
概要	上位事項として新設。

(3) 実施時期

2026年度申請から

以上